

有害鳥獣対策事業について

呉市では、猪や鳥類などの有害鳥獣の及ぼす、呉市内の農地や農作物等への被害を未然に防止するため、防護さく等の設置や崩壊農地の復旧等について補助を行っております。

1 新設にかかる補助について

補助対象及び事業実施基準

事業名	事業実施基準
電気さく	電気さく器本体（電池式）とアルミ電線及びポール等を設置する。（ACアダプターは、原則、漏電遮断器等の設置が必要）ソーラーパネルとソーラー用バッテリーは、電気さく本体設置時に購入したものに限り対象とする。 電気さく本体の購入が伴わない場合は対象になりません。
トタンさく	厚さ0.19mm以上の亜鉛波板鉄板(波トタン)とする。 (金属製に限る) 一か所当たりの補助対応の事業規模は、延長50m以上とする。
ネットさく	目合い10mm以下、幅1m以上のナイロン製、又はそれに準じた材質のネットとする。 一か所当たりの補助対応の事業規模は、延長50m以上とする。
防鳥網	目合い150mm以下のナイロン製、あるいはそれに準じた材質とする。（捕獲目的の網は除く） 設置面積は概ね1a以上とする。
金網	目合い100mm程度の溶接した金網。 一か所当たりの補助対応の事業規模は、延長50m以上とする。
植生土のう袋	40cm×60cm程度の黄麻、ポリエチレン又はそれに準じた材質の植物種子を植え込んだ土のう袋。 一か所当たりの補助対応の事業規模は、10袋以上50袋までとする。
結束線 (ステンレス製に 限る)	設置に要する針金・U字結束線（ステンレス製に限る） 実際に使用する適正量とする。（支柱25本に対し、針金の場合は30m程度、U字結束線の場合は80本程度を目安とする。）

※次のものは、補助対象外とします。

- ①材料の加工費（カット代、ペンキ代等）、設置工事費、運送費、一部の原材料費（結束バンド、ブロック、防草シート、有刺鉄線等）
- ②支柱、結束線のみの購入
- ③結束線の必要量以上の過剰な購入
- ④家や駐車場の門扉、フェンス等
- ⑤家庭菜園など小規模なもの、山林や原野など農地以外のもの
- ⑥他事業により助成を受けている場合

2 部分補修にかかる助成について

防護柵の破損等により、部分補修が必要な場合、補修に必要な資材費の助成を行います。

補助対象及び事業実施基準

ア 過去に設置済みの事業規模が、上記「1の（1）補助対象及び事業実施基準の表中、事業実施基準」を満たしていること。

※事業申込に当たり、補修が必要な箇所（破損箇所等）の写真の提出が必要です。

イ 電気さく器本体の修繕は、取替部品のみ助成対象とします。

ウ 助成対象資材は、上記「1の（1）補助対象及び事業実施基準」に準じます。

3 被災防護さく等の復旧について

平成30年梅雨期（7月6日から7月8日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた、農地の防護さく等の助成については、令和7年3月末で終了しました。

4 補助率

予算の範囲内で補助対象事業に要する経費の3分の1以内の額（10円未満切捨て）を助成する。

5 助成金限度額

原則として、同一年度で6万円以内とする。

6 提出書類

事業実施希望者は、次の書類を提出してください。

- ① 有害鳥獣対策事業申込書
- ② 暴力団排除に関する誓約書
- ③ 事業申込者の市税の完納証明書（市民税課又は各市民センターで発行〔発行手数料300円〕）
- ④ 申込者名義の通帳の写し
- ⑤ 購入資材の領収書、購入物品の内訳が分かるもの（納品書等）
領収書（納品書等）は補助対象の物品だけにしてください。
- ⑥ 補修の場合、補修前の写真を添付

7 事業実施主体

呉市農区長代表者会（会で取りまとめて補助申請します。）

補助金は農区長代表者会を通じて交付します。

8 申込期日

原則、申請年度の3月末日まで

（予算の執行状況によっては、早期に終了する場合があります。）

9 事業費の目安

- 電気さく一か所当たりの標準事業費
(延長 500m, ポールを 4m 間隔で設置した場合)
約 8,000 円程度
 - トタンさく一か所当たりの標準事業費 (延長 50m とした場合)
約 2,500 円程度
 - ネットさく一か所当たりの標準事業費 (延長 50m とした場合)
約 4,000 円程度
 - 防鳥網一か所当たりの標準事業費 (設置面積 1a の場合, 各種あり。)
約 2,000 円程度
 - 金網一か所当たりの標準事業費 (延長 50m とした場合)
約 3,500 円程度
 - 植生土のう袋一か所当たりの標準事業費 (10 袋の場合)
約 2,500 円程度
- ※ トタン, ネット, 金網の支柱を購入した場合は約 1 万円程度費用がかかります (延長 50m とした場合約 60 本)。

10 お問い合わせ先

呉市産業部農林水産課 (☎ 25-3338) まで

※ 申請は、「有害鳥獣対策事業申込書」に必要書類を添えて、各市民センターまたは農林水産課（呉市役所 5 階）へ提出してください。

防護さく等の設置の仕方、設置後の被害について、現地でアドバイスを行っておりますので、必要な場合は、農林水産課までお気軽にご相談ください。